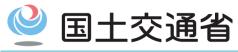
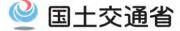
国債工事における出来高部分払方式の改定について

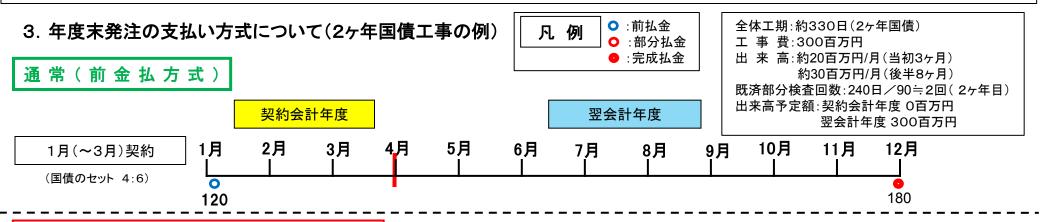


出来高部分払方式の改定について



- 1. 現状における出来高部分払方式について
- ① 工期が180日を超える工事(国債については全体工期が対象)
- ② 受注者による中間前金払方式との選択性
- ③ 施工プロセスを通じた検査を導入する工事は出来高部分払方式
- ④ 年度末(第4四半期)発注の工事では採用していない方式

- 2. 出来高部分払方式の改定について
- ①~③については従来どおり(①と③については改定する通達で明文化)
- ④ 年度末(第4四半期)発注の工事については以下のとおり改定
 - ・1月契約の場合、2回目の前払金を請求できる要件に「2月末日」を追加
- ・2月・3月契約の場合、契約会計年度に支払う前払金は1回



年度末発注工事の出来高部分払方式の実施

1月契約の場合

- ・最初に支払われる前払金は2割までで、残りの2割は工期が61日以上経過するか、2月末日になれば請求を可能とする。
- ・低入調査等により契約が2月にずれ込んだ場合は、事務負担軽減の観点から1回で4割の支払いを可能とする。



2月(3月)契約の場合

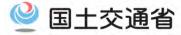
契約会計年度の前払金は2割のみ、残りの2割は翌会計年度に出来高又は工期に係る要件を満たした時点で支払う。

(国債のセット 2:8) (二回目の前払金は翌会計年度支払い)

契約会計年度 翌会計年度 2月 3月 10月 11月 12月 1月 4月 5月 6月 8月 9月 7.月 90 60 75 45 60

2

契約時期から見た出来高部分方式の実施について



契約時期	出来高部分払方式の実施について	出来高部分払方式の内容	根拠等
第1四半期 ・ 第2四半期	 ・契約会計年度において出来高及び工期が確保できるため、現状の制度で出来高部分払方式を実施することができる。 → ① ・ただし、設計や発注手続き等に時間を要することから、契約するためには前年度からの計画的な対応が必要である。 	① 年度毎に出来高部分払いを行う出来高部分 払方式の実施。 (最終年度が180日以下となっても実施可)	・従来の通達等で現在実施中。
第3四半期	・初年度の工期は180日をこえないが、上半期発注と同じに年度毎の 出来高部分払いによる出来高部分払方式を実施することができる。 → ① ・ただし、契約会計年度の工期が短く出来高が多くあがらないため、国 債の年割額の設定と部分払いの回数に注意する必要がある。	① 年度毎に出来高部分払いを行う出来高部分 払方式の実施。 (最終年度が180日以下となっても実施可)	・従来の通達等で実施できるが、国債 工事の工期の明確化。
	・現状は年度末(第4四半期と解釈)に契約する国債工事については、 出来高部分払方式を実施することとはしていない。	■ 前払金の特例を活用し、年度末(第4四半期)発注の国債工事についても 出来高部分払方式の実施	
第4四半期	・2回目の前払金の支払い条件である出来高で2/10、もしくは、工期が年度内に61日以上経過することがクリアすることができる1月契約の国債工事については、2回の前払金対応の出来高部分払方式。 → ② + (二回目の前払金は前倒しの実施)	② 契約会計年度は2回の前払金(4割)を支払い、 翌会計年度に出来高部分払で支払う出来高 部分払方式の実施。 (但し、二回目の前払金については事務手続 きの都合から前倒しの実施規定を設定。)	・従来の通達等の応用で前払金を支払うこととするため、通達等により位置づけ。
	・2回目の前払金の支払い条件をクリアできない2月・3月発注の国債工事については、一回目の前払金対応の出来高部分払方式。 → ③	③ 契約会計年度は1回目の前払金(2割)を支払い、翌会計年度に2回目の前払金(2割)と出来高部分払を支払う出来高部分払方式の実施。	・従来の通達等の応用で前払金を2カ年に分けて支払うこととするため、関係部局と調整・確認の上、通達等の改訂により位置づけ。